

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該日は、当該日が休日である翌日)

## 目 次

### ◇告 示

保険医療機関の指定（保険課）

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（経営流通課）

第三十七期鳥取県地方労働委員会使用者委員補欠委員候補者推薦要領（労政能力開発課）

農業近代化資金の利子補給率の一部改正（経営指導課）

農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正（〃）

中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正（〃）

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定（農村整備課）

漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（水産課）

漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）

漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）

◇公 告  
調達公告  
落札者の決定（会計課）

獵銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

落札者の決定（会計課）

## 告 示

### 鳥取県告示第四百九十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年八月三日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はまゆう診療所	鳥取市野寺六二一	平成十一年七月十五日
鳥取県鳥取保健所	鳥取市江津七三〇	〃
谷口歯科医院	倉吉市昭和町一丁目二	平成十一年七月十六日
よどえ整形外科	西伯郡淀江町大字佐陀二一六九	平成十一年七月十七日
医療法人社団越智内科医院	米子市加茂町一丁目一一一三	平成十一年七月二十二日
石田医院	氣高郡青谷町大字青谷四〇三一一九	平成十一年七月二十七日
入江医院	東伯郡東伯町大字下伊勢四三八	平成十一年七月二十八日

### 鳥取県告示第四百九十九号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成十一年八月三日

鳥取県知事 片 山 善 博

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
有限会社サンインマルイ	マルイ宮長店	鳥取市宮長一八ほか

**鳥取県告示第五百号**

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第三十七期鳥取県地方労働委員会使用者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十九年政令第一二五二十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

平成十一年八月三日

鳥取県知事 片山善博 様

鳥取県知事 片山善博 様

別記様式  
推薦書  
平成 年 月 日

## 第三十七期鳥取県地方労働委員会使用者委員補欠委員候補者推薦要領

## 一 推薦する者の資格

鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的又は業務の重要な部分としている使用者団体である。いふ。

## 二 推薦される者の資格

労働組合法（昭和三十四年法律第二百七十四号）第十九条の四第一項各号に掲げる者でない。

## 三 推薦手続

氏名	生年月日	現住所	使用者の所属会社及び事業場の名称並びにその地位	経歴

印

労働組合法施行令第二十一条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会使用者委員補欠委員候補者として次の者を推薦します。

使用者団体は、推薦書（別記様式）を推薦期間内に知事に提出する。いふ。

四 推薦することができる候補者の数制限はないが、一人以上の場合は、順位を付ける。いふ。

## 五 推薦期間

平成十一年八月三日から同月十二日まで

**鳥取県告示第五百一号**

（注）「経歴欄」には、年月日順に学歴、職歴等をできるだけ詳細に記入すること。

平成八年四月鳥取県告示第一二百四十七号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成十一年八月三日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和二十七年一月鳥

取県規則第二号 第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十一年八月三日

鳥取県知事 片 山 善 博

一の表及び二の表中「一・〇五パーセント」を「一・二パーセント」に、「〇・三五パーセント」を「〇・四パーセント」に改める。

### 鳥取県告示第五百二号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年八月三日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成十一年八月三日

鳥取県知事 片 山 善 博

表中「一・六パーセント」を「一・〇パーセント」に、「〇・五二五パーセント」を「〇・六パーセント」に改める。

### 鳥取県告示第五百三号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年八月三日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十一月

月鳥取県規則第五十八号）第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成十一年八月三日

鳥取県知事 片 山 善 博

規則第一条第三項第一号、第三号及び第五号	規則第二条第三項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	利子補給率												
中山間地域活性化資金の種類等		貸付利率												
1 大企業以外の者に貸し付ける場合	イ 貸付金のうち一億七千万円以下の部分	年一・二五パーセント以内	年〇・九五パーセント	年〇・一五パーセント										
2 大企業に貸し付ける場合	ロ 貸付金のうち二億七千万円を越える部分	年一・二五パーセント以内	年〇・九五パーセント	年〇・九五パーセント										
1 大企業以外の者に貸し付ける場合	イ 貸付金のうち二億七千万円以下部分	年一・三五パーセント以内	年〇・八五パーセント	年〇・八五パーセント										
2 大企業に貸し付ける場合	ロ 貸付金のうち二億七千万円を越える部分	年一・〇パーセント以内	年一・二パーセント	年〇・四パーセント										
合計														
2 大企業に貸し付ける場合	年一・〇パーセント以内	年一・二パーセント	年〇・四パーセント											
合計														
大企業に貸し付ける場合	年一・〇パーセント以内	年一・二パーセント	年〇・三パーセント											
越える部分	年一・〇パーセント以内	年一・二パーセント	年〇・四パーセント											
年一・〇パーセント以内	年一・二パーセント	年〇・四パーセント												
年一・二パーセント	年一・二パーセント	年〇・四パーセント												
年一・〇パーセント以内	年一・二パーセント	年〇・四パーセント												

### 鳥取県告示第五百四号

大山土地改良区が行う土地改良事業（基盤整備促進事業赤松地区農業用用排水）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第

八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年八月三日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

平成十一年八月四日から二十日間

### 三 縦覧に供する場所

大山町役場

### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議のあるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第五百五号

平成八年四月鳥取県告示第一百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一

部を次のように改正する。

平成十一年八月三日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十一年八月三日

鳥取県知事 片 山 善 博

表中「一・六パーセント」を「一・〇パーセント」に、「一・〇五パーセント」を「一・二パーセント」に改める。

### 鳥取県告示第五百七号

鳥取県知事 片 山 善 博

平成八年四月鳥取県告示第一百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年八月三日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

表の一の項及び二の項中「一・〇五パーセント」を「一・二〇パーセント」に、「〇・八五パーセント」を「一・〇〇パーセント」に改め、同表の三の項中「〇・九〇パーセント」を「一・一五パーセント」に、「〇・七〇パーセント」を「〇・九五パーセント」

に改め、同表の四の項及び五の項中「一・〇五パーセント」を「一・一〇パーセント」に、「〇・八五パーセント」を「一・〇〇パーセント」に、「〇・三五パーセント」を「〇・四〇パーセント」に改め、同表の六の項及び七の項中「一・〇五パーセント」を「一・二〇パーセント」に、「〇・八五パーセント」を「一・〇〇パーセント」に改め、「一・二〇パーセント」を「一・一〇パーセント」に、「〇・三五パーセント」を「〇・四〇パーセント」に改め、同表の九の項中「一・〇五パーセント」を「一・一〇パーセント」に、「〇・八五パーセント」を「一・〇〇パーセント」に、「〇・三五パーセント」を「〇・四〇パーセント」に改める。

平成11年8月3日

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

「の表規範別表第一の資本金の額母「11・111田ペーヤハム」又「11・1ペーヤハム」  
 及び「0・田11田ペーヤハム」又「0・1ペーヤハム」による、同表の起の資本金の額  
 及び「の表母「11・1ペーヤハム」又「11・田1田ペーヤハム」又「0・田田ペーヤハム」  
 を「0・ヤペーヤハム」による。

区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成11年9月7日 午前10時00分から 午後4時30分まで	鳥取県庁本庁舎地階 第1会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成11年9月17日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋の各警察署の管内に居住する者

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成11年8月3日

鳥取県公安委員会委員長 森 田 泰 徳

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による獣銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習科目

ア 獣銃及び空気銃の所持に関する法令  
 イ 獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,600円

イ 経験者講習 2,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

### 調達公告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成11年8月3日

鳥取県知事 片山 善博

- |              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量   | バス 1台                            |
| 2 契約方式       | 一般競争入札                           |
| 3 落札決定日      | 平成11年7月12日                       |
| 4 落札者の氏名及び住所 | 鳥根日野自動車株式会社鳥取営業所<br>鳥取市湖山町東四丁目15 |
| 5 落札価格       | 45,654,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）    |
| 6 入札公告日      | 平成11年6月1日                        |
| 7 落札方式       | 最低価格落札方式                         |
| 8 契約事務担当部局   | 鳥取県出納局会計課                        |
| の名称及び所在地     | 鳥取市東町一丁目220                      |